

昭和49年 5月31日設立認可
(74東陸総々第576号)
昭和51年 7月28日一部変更認可
(76東陸総々第986号)
昭和60年 8月15日一部変更認可
(関総々第236号)
平成元年 6月12日一部変更認可
(関総々第118号)
平成2年 7月2日一部変更認可
(関総々第139号)
平成8年 3月29日一部変更認可
(関総々第67号)
平成11年 8月27日一部変更認可
(関総々第266号)
平成12年 6月20日一部変更認可
(関総々第174号)

社団法人 栃木県トラック協会定款

社団法人 栃木県トラック協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人 栃木県トラック協会という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を宇都宮市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、貨物自動車運送事業の適正な運営および公正な競争を確保することにより、事業の健全な発展と公共の福祉に寄与するとともに社会的、経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前章の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係官庁が行う法令施行のための措置に対する協力
- (2) 貨物自動車運送事業法および貨物運送取扱事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (3) 貨物自動車運送事業の指導並びに調査研究
- (4) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業
- (5) 貨物自動車運送事業の近代化、合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種別等)

第 5 条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 栃木県内において貨物自動車運送事業法（貨物軽自動車運送事業を除く）および貨物運送取扱事業法により貨物自動車運送事業を営むもの
- (2) その他、総会において特に認めたもの

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金および会費の納入等)

第 7 条 1. 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金および会費を納めなければならない。

2. 既納の入会金および会費は、返還しないものとする。

- (資格喪失)
- 第 8 条 会員は、次の各号の1に該当するときはその資格を失う。
- (1) 退会したとき
 - (2) 除名されたとき
 - (3) 本会が解散したとき
- (退 会)
- 第 9 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。
- (除 名)
- 第 10 条 会員が次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって除名することができる。
- (1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
 - (2) 定款、又は総会の決議を無視する行為があったとき
 - (3) 著しく会費を滞納したとき
- (権利の喪失)
- 第 11 条 退会した者、又は除名された者は会員としての一切の権利を失い、すでに納付した会費、その他本会の資産に対して何等の請求することはできない。

第 3 章 役 員 等

(役 員)

- 第 12 条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 4 名以内 |
| (3) 専 務 理 事 | 1 名 |
| (4) 常 務 理 事 | 1 名 |
| (5) 理 事 | 25名以内 |
- (会長、副会長、専務理事および常務理事を含む)
- | | |
|---------|-------|
| (6) 監 事 | 2 名以内 |
|---------|-------|
- (役員を選任)
- 第 13 条
1. 理事および監事は、総会において選任する。
 2. 会長、副会長、専務理事および常務理事は理事の互選とする。
- (役員職務)
- 第 14 条
1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従いその職務を行う。
 3. 専務理事は、会長および副会長を補佐して本会の会務

を掌理し、会長および副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

4. 常務理事は、専務理事を補佐し会務を分掌する。
5. 理事は、理事会を組織して会務を執行する。
6. 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員 の 任期)

- 第 15 条
1. 役員 の 任期 は 2 年 と する。た だ し、再 任 す る こ と が で き る。
 2. 補 欠 に よ り 就 任 し た 役 員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と する。
 3. 役 員 は、任 期 満 了 後 で も 後 任 者 が 就 任 す る ま で は、な お そ の 職 務 を 行 う も の と する。

(役員 の 解 任)

- 第 16 条
- 役員 が 次 の 各 号 の 1 に 該 当 す る と き は、総 会 に お い て そ の 役 員 を 解 任 す る こ と が で き る。
- (1) 心 身 の 故 障 の た め、職 務 の 執 行 に 堪 え な い と 認 め ら れ る と き
 - (2) 職 務 上 の 業 務 違 反、そ の 他 役 員 た る に ふ さ わ し く な い 行 為 が あ る と 認 め ら れ る と き

(役員 の 報 酬)

- 第 17 条
1. 役 員 は す べ て 無 給 と する。た だ し、常 勤 の 役 員 は 有 給 と する こ と が で き る。
 2. 常 勤 の 役 員 の 報 酬 は、理 事 会 の 決 議 を 得 て 会 長 が 定 め る。

(顧 問)

- 第 18 条
1. 本 会 に、顧 問 若 干 名 を 置 く こ と が で き る。
 2. 顧 問 は、理 事 会 の 同 意 を 得 て 学 識 経 験 者 の う ち か ら 会 長 が 委 嘱 す る。
 3. 顧 問 は、会 長 の 諮 問 に 応 じ 意 見 を 述 べ、又 は 会 議 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ る こ と が で き る。

第 4 章 会 議

(種 別)

- 第 19 条
1. 会 議 は、総 会 お よ び 理 事 会 と する。
 2. 会 議 は、会 長 が 招 集 す る。
 3. 総 会 の 議 長 は、総 会 に お い て 出 席 会 員 の う ち か ら 選 出 す る。
 4. 理 事 会 の 議 長 は、会 長 が こ れ に あ た る。

(総 会)

- 第 20 条
1. 総 会 は、通 常 総 会 お よ び 臨 時 総 会 と する。

2. 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき招集する。
4. 会長は、総会員の5分の1以上から、又は監事から会議の目的である事項を示して、臨時総会の請求があった日から30日以内に招集しなければならない。

(総会の招集)

第 2 1 条 総会の招集は、会議の目的である事項、日時および場所を示した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の決議事項)

第 2 2 条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第 2 3 条 1. 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。
2. 総会は、総会員の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。
3. 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 2 4 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事案について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。

この場合には、その会員は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 2 5 条 1. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し議長および議長が指名した出席会員2名以上がこれに書名押印するものとする。

- (1) 会議の目的である事項、日時および場所
- (2) 会員数および出席者数
- (3) 議事の経過の概要およびその結果

3. 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

(理 事 会)

第 2 6 条 理事会は理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき

招集する。

(理事会の議決事項)

第 27 条 1. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の事項を議決する。

(1) 会務の執行に関する事項

(2) 総会に提出する議案

(3) 総会によって委任された事項

(4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項

(5) その他の重要事項

2. 前項第 4 号の議決事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第 28 条 第23条から第25条までの規定は、理事会に準用する。

第 5 章 委員会等

(委員会等)

第 29 条 1. 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の議決を得て、協議会・委員会・部会を置くことができる。

2. 協議会・委員会・部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 30 条 1. 本会に事務局を置く。

2. 事務局に関する規定は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

第 7 章 資産および会計

(事業年度)

第 31 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(資産の構成)

第 32 条 1. 本会の資産は会費、入会金、地方公共団体からの交付金(以下「交付金」と言う)およびその他の収入からなるものとする。

(近代化基金)

2. 本会の資産のうち、次に掲げるものを近代化基金(以下「基金」と言う)とする。

(1) 交付金の一部

(2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第 33 条 1. 本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決を得て会長が別に定める。ただし、基金は次のいずれかの方法により会長が管理する。

(1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有

(2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託

(交付金の使途)

2. 交付金は、第4条各号に掲げる事業のうち関係行政庁の承認を得た事業について使用する。

(基金の処分)

3. 基金の処分は、本会の目的遂行上やむを得ない理由がある場合に限り、総会の議決を得た後、関東運輸局長の承認を受けて行うものとする。

(区分経理)

4. 本会の交付金については、経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁等)

第 34 条 1. 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 毎事業年度の決算において余剰金が生じたときは、翌年度に繰越すものとする。

(会計書類等)

第 35 条 1. 会長は、毎事業年度終了とともに次の書類を作成し通常総会開催の10日前までに監事に提出してその監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支に関する決算書類

(3) 財産目録

(4) その他、必要な附属書類

2. 監事は、前項の書類を受理したときはこれを監査し監査報告書を作成して、会長に提出しなければならない。

3. 会長は、前項の書類および報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(予算等の承認等)

4. 本会は、毎事業年度交付金に係る資産、事業計画および資金計画を作成し、遅滞なく関東運輸局長の承認を受

けるものとする。

第 8 章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ関東運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第 37 条 本会は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ関東運輸局長の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ関東運輸局長の認可を受けて本会を類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 雑 則

(細 則)

第 39 条 この定款に定めるもののほか、本会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て会長が別に定める。

附 則

1. 本会の設立により、栃木県トラック協会の会員および一切の資産は本会が承継する。
2. 本会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代わるものとする。
3. 本会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり昭和50年3月31日に終わるものとする。
4. 本会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
5. 本会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。
6. この定款の第4条第3、4号、第5条第1号および第33条第2号については、貨物自動車運送事業法施行日から施行する。